



マネージメント・レター No.14

還付申告

確定申告というと、会社員など確定申告書を提出する義務がそもそもない人には無関係と考えがちです。会社員（給与所得者）の大部分は、「年末調整」により所得税が清算されますので、確定申告をする必要はありません。ただし、納め過ぎの所得税がある場合、申告することで税金を取り戻せることがあります。この処理のことを、還付申告と言います。年末調整で処理できる所得控除項目は限定されており、雑損控除・医療費控除・寄附金控除といった所得控除項目は、年末調整処理の対象外です。これらの所得控除を還付申告することで、所得控除が増えた分だけ課税所得が小さくなり、元々差し引かれていた源泉所得税額から納め過ぎた分の税金が戻ってくることとなります。

今回は一部をピックアップして確認してみましょう。

1. 医療費控除とは

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。医療費控除額の計算方法は下記の通りです。

医療費控除額＝（医療費控除の対象になる医療費－保険金等で補てんされた金額※1）－10万円
（総所得200万円未満の人は総所得金額等×5%※2）

※1 「保険金等で補てんされた金額」として医療費から差し引かなくてはならない金額があり、具体的には次のようなものがあります。出産育児一時金（出産手当金は除く）・高額医療費・生命保険や、損害保険の支払保険金・医療費の補てんを目的としてもらう損害賠償金。

※2 10万円もしくは総所得の5%のいずれか低い方を引きます。

2. ふるさと納税（寄附金控除）とは

ふるさと納税とは、都道府県や市町村に寄付をすると、確定申告の手続きをすることによって、寄付をした金額のうち2,000円を超える部分が、もともと納めるべき税金から差し引くことができる寄附金控除制度です。この寄附金控除のことをふるさと納税と呼んでいます。多くの市町村では、ふるさと納税をしてくれた方に対して、お礼のギフトを提供しています。楽しみも多いふるさと納税ですが、その寄附金控除には限度額がありますので注意が必要です。住民税の1割程度（ただし、高額納税者は除く）が限度額となります。

還付申告の提出期間は5年後まで

還付申告は、本来適用される控除の適用漏れの申告対象年の翌年から5年間であれば、いつでも提出可能です。平成27年度の還付申告で還付できる期間は、平成22年～平成26年分です。上記のほかにも、還付申告に該当する場合があります（例 中途退職された方等）ので、心当たりのある方は当法人にご相談下さい。